

公協私の新混合経済と 協同組合セクター



石塚 秀雄
Ishizuka Hideo

●非営利・協同総合研究所いのちとくらし 主任研究員

はじめに

協同組合セクターの課題の一つとして、社会における協同組合の意義を再確認する必要がある。本論は、つぎのような問題提起をおこなう。すなわち、

- ① 協同組合セクターは、補完的な位置づけでなく、サードセクター（社会的経済セクター）のリーダーとして、自立的な原理を打ち出す必要がある。
- ② 協同組合セクターは、非営利組織理論を丸呑みしてはならない。
- ③ 協同組合セクターは「新しい公共」論に与してはならない。スローガンは「新しい協同」とすべきである。国家主義的公共論は協同組合にとって新しい「死の接吻」である。「新社会的連帯」のようなあたらしい標語づくりが必要である。旧公共論、旧社会主義、旧協同論では協同組合を説明してはならない。

④ 協同組合セクターは「新自由主義」論と対抗する。抽象的個人原理に対して、平等を対置する論理は社会的連帯である。

⑤ 協同組合セクターは新混合経済の重要な担い手となる。新混合経済論がグローバルな動向からみても、有力な将来社会システムである。公的セクターの縮小と営利セクターの縮小が進む。

今日、協同組合セクターの歴史的社会的役割は転換期にきている。1980年のレイドロー報告では、協同組合の思想的危機を克服すべきだと述べている。すなわち、営利企業でもなく国家セクターでもない協同組合とはなにかを再考すべきだと言っている。世界的には協同組合セクターは非営利・協同セクター、社会的経済・連帯経済セクター、サードセクターなどの主要なアクターとなりつつあると

われわれは主張する。しかし、その主張に根拠はあるのであろうか。

本論では、その根拠を概括し、協同組合セクターを内からではなく、社会的経済的システムの中における位置づけという外からの観点で見ていく。そこで現在までの主要な社会的経済的システムを混合経済および福祉国家モデルとみなし、新しいシステムを新混合経済および社会的国家というビジョンで捉え、その中に協同組合セクターの新しい位置づけを見いだすことにする。協同組合セクターはその中で「サードセクター」の主要な構成要素としての存在意義があることを見る。そして、このサードセクターは「新しい公共空間」というよりも「新しい協同空間」として論理的に位置づけるべきである。

すなわち協同組合経済は営利経済の補充物としてではなく、独自の対等な原理を獲得すべきである。そのためには、旧来の、協同組合を中間組織あるいは媒介組織であるとする規定は、国家セクターおよび市場セクターの二元論による定義づけであるとして、その説を排し、協同組合セクターは社会セクターの事業組織という性格を持つという自立性を主張する。すなわち、ニッチ論を採用しない。また、非営利組織理論に基づく、協同組合論への直接的適用はすべきでない。すなわち、非配分原則は、営利セクターの補

完的な論理であり、非営利でないから営利という論理ではなく、協同組合を事業体の一形態と見なす。

日本においては、協同組合を中軸とした社会的経済的セクターの形成の動きは欧米に比較するとゆっくりしている。また協同組合セクターそのものの発展も分散化し、営利企業との同形化の方向に向かう傾向も見受けられる。営利原理と公共化の二極に対して「協同化」、「社会化」が問われている。しかしながら、本論の結論として、協同組合を経済活動全般の枠組みから見ると、新混合経済のひとつの有力な柱としてその役割が増しているのである。

1. 協同組合の発生、社会的経済と政治的経済の発生

現代社会はフランス革命（1789）の三つのスローガンの枠組みの中に依然としてある。したがって、協同組合の発生の歴史を瞥見する必要がある。自由、平等、連帯のフランス革命原理は、いわばジャンけんぼんの三竦みである。この三つの原理は経済セクターとしては、現在では公協私の三つに分けることができるだろう。またポランニ（K.Polanyi,1944）が分けたように、経済活動は、互酬、再配分、商品（市場）交換、家計の分野を想定できる。しかし、18世紀以降、資本主義の急速な発展により、経済セクターの力関係

は変化した。1791年のル・シャブリエ法は個人原理にもとづきアソシエーション(職能)団体を禁止し、「レッセフェール(自由放任主義)」原則を認めた。旧体制の経済の主体は、職能団体(コーポレーション、ギルド)であり、それは新しい市民(ブルジョアジー)の営業の自由、市場、私的所有と対立するものであったので排除されたのである。旧経済制度は排除され、あらたに、ともに新参の私的セクター(市場)とそれがカバーしない分野を行うという限定されたものとして公的セクター(国家)との二元論が誕生したのである。しかし資本主義は未熟で、労働者階級は登場していない。資本主義化・近代化の影響を受けつつ人口の多くを占める農民階級は比較的独自の経済活動を続けた。

公的セクターは独占と公益性・公的有用性にもとづく経済活動である。しかし公的セクターおよび私的セクターの二元論的役割分担または分離から混合型経済が発生するにはそれほど時間はかからなかった。すなわち純粋で一元的なセクター(営利セクター)とその補完である二次的セクター(公的セクター)だけでは経済システムをカバーできなかったのである。日本を含め19世紀の国民国家(nation state)は産業育成のために国营企業の民間払い下げを行った。またフランスにおいては1901年にアソシエー

ション法が成立した。

産業革命以降、経済セクターの原理は個人的自由に基づく経済活動を主軸とした自由主義的経済と市場原理を指定した一元論から、公共経済を加えた二元論に進展した。すなわち、公益と私益はワンセットの概念である。それに併行して、経済を支える社会安全については、救済(残余型、セフティネット型<編注:残余型とは、余った富だけを貧困層にだけ再配分すればよいというアメリカ型福祉国家の立場からの社会保障の考え方>)から社会保険国家さらに福祉国家モデルへと転換した。そしてさらに現代に至り、準公共財などの概念設定による試行錯誤を経て、現在さらに社会的共通資本の概念までに到達している。しかし、経済セクターの議論は連帯原理による止揚が求められている。

ヨーロッパにおいて19世紀に経済学(political economy)が発生し、それと併行して社会的経済(social economy)も展開された。資本主義、産業革命の展開による市場経済のアクターとしての資本主義的企業の登場は経済学の主流を政治経済学とし、いわゆる古典派経済学は労働価値説を軸として発展した。本論の関係でいえば、仮説としての平等なる経済的個人が経済活動の主体となり、イデオロギー的には自由主義原理がレッセフェールのかけ声とともに進められた。しかし、

経済原理の仮定に含まれぬ社会不安（貧困問題）が経済活動の無政府性を保障仕切れずに、ひとたび仮説的に排除した国家の介入の必要に迫られることになったのである。ここに政治的経済学が登場し、市場と国家の相補関係あるいは経済活動の公私二元論が成立し、現在までその基本的な理論的枠組は継続してきたといえる。

一方、社会的経済の誕生は、ヨーロッパにおいては、中世の修道院経済などいわゆるフランス革命以前のアンシャンレジーム（旧体制）にその基礎を置くものであった。いわゆる近代国家の成立以前における教会体制は、その標語「ゆりかごから墓場まで」に示されるように社会システムとしてネットワークを張っていた。近代国家は教会の支配力の離脱に大きな精力を使った。

ロバート・オウエンのニューラナーク工場（編注：オウエンが経営した紡績工場）の設立は1817年であり、彼のアメリカにおけるニューハーモニイ村の実験は1825年である。そうした労働生活共同体運動は、1820年代においてアメリカでも盛んであったことはトクビル（編注：フランスの政治家）の「アメリカの民主主義」でも報告されているところである。協同組合運動は1830年代から活発化し、フランスでは労働者（職人）協同組合が1834年に設立されている。またロッ

チデール公正先駆者組合の設立は1844年である。ドイツでシュルツェ＝デリチツチュ共済組合の設立は1849年であり、ライファイゼン農村信用組合は1862年である。協同組合運動は19世紀半ばに営利型企業経済に対抗して登場してきたのである。それは中間組織や媒介組織として登場してきたのではない。消費者利用協同組合が中間業者の利得を避けるために作られたというのは、別の問題である。また農業協同組合運動の発展は、資本主義企業とは直接対峙しない分野として独自の発展をしたが、19世紀以降、地主階級は淘汰されるべき階級となったし、また農業問題は資本主義理論および社会主義理論にとって躓きの石あるいは難題として存在し続けている。

イデオロギー的にはマルクス・ブルードン論争（1847）に見られるように、政治的経済派は自らを「科学的」と自称し、社会的経済派を「ユートピア（空想的）」、「プチブル」としてプロレタリアートと対置した。この対立の背景には、ヨーロッパ各国の世界市場における帝国主義的な展開という歴史的背景がある。国民国家の成立はグローバルな世界市場における不均等発展および植民地化と不可欠であった。戦争国家（warfare state）は国民精神の動員という点で、国内的には福祉国家（welfare state）としての整備が不可欠であった。ドイツおよ

び日本においては社会政策という用語が採用され、一国型福祉国家あるいは社会保障 (social security) は総資本の問題であり、従って総労働との対立軸が想定された。

翻って日本における近代化の過程は、西洋と同じプロセスすなわち市民革命の経験を得ることなく、また教会と封建領主および絶対君主制の経験を辿ることなく、明治維新以降、国家主導型の近代化を進めてきたことに独自性があるといえる。

2. 混合経済の発生

従来言われる混合経済とはなにか。それは、公権力と営利企業との協働による混合経済企業がなう経済活動である。また営利企業が公権力により公益的事業を委託される経済である。すなわち公的セクターと民間営利セクターとの共同である。その分野は、社会的基盤・インフラストラクチャー（電気、水道、交通、通信、銀行、基本食品など）のみならず、主要基幹産業（たとえば自動車、保険、医療、研究、貿易など、工業、商業、サービス業）など様々な分野に及んだ。また、公社、第三セクター、持株会社などその法人形態も多様である。

混合経済の発生は、市場経済の不十分性と国営企業の不十分性を補完するものとして現れた。したがって混合経済は「政府の失敗」と「市場の失敗」を補正

する最初の制度的な試みであった。さらに公的セクターと営利セクターが単独では取り組まない領域として混合経済事業組織が現れた。その場合、公益と私益の原理はどのように折り合いを付けるのか。旧混合経済は公権力主導型の出資と統制もしくは共同の形をとった。したがって旧混合経済は基本的に公的セクターに軸足を置いた領域に分類することができる。

3. フランスにおける協同組合セクター論と混合経済

協同組合セクター論は主としてフランスで議論された。ジード (Ch.Gide) は1889年に協同組合共和国のアイデアを提示した。1920年代以降、フォーケ (G. Fauquet) およびポワソン (E.Poisson) などが協同組合共和国論および「協同組合セクター」論を展開した。当時協同組合は消費協同組合、農業協同組合、生産協同組合、信用協同組合、教育協同組合などが一定の歴史を積み上げており、協同組合セクター論はより幅広い分野を視野に入れたものとなった。

ポワソンは1920年に「協同組合共和国論」を発表した。これは消費協同組合を中心とした、社会における再配分機能を軸として構想された (鈴木岳, 2000)。鈴木はポワソンの協同組合共和国論についてジードのそれと比較して次のように指摘している。すなわち、ポワソンは協同

組合による公的領域への拡張を主張しており、『協同組合公社』論を提唱したラベルニュ（B.Lavergne）と一見類似しているように思える。しかし、協同組合方式による公的領域の管理にこだわっていない。すなわち、ポワソンの主張によれば、協同組合共和国ではインフラ事業（郵便、鉄道、電話電信など）である公共財、第二に、芸術などの個人主義的な領域、第三に、すべての人の権利実現のための社会保障制度などにむかない、という。

すなわち、ポワソンの協同組合共和国論が消費協同組合中心であった理由は、公共事業と個人的活動の領域を捨象したからである。今日的な教訓を見るならば、ポワソンの協同組合共和国論は公的セクターと営利セクターの二元論的価値観の縛りの中にあったということができる。協同組合原理が社会原理として一元化するかのような議論は、当時の社会主義国およびその理論の台頭に強く影響されたものと思われるが、普遍と個別、および集団と個人の二元論的価値をなぞった協同原理では、社会全体のニーズを覆うことはできなかったのである。このことは現在の「新しい公共」議論を支える原理として公私二元論の枠組み中に協同組合を置くことと同断であり、協同組合の自立的セクター論としては依然として止揚されないことになる。

一方、協同組合共和国から協同組合セ

クター論に移行したフォーケはILOにおいて協同組合を担当していた。フォーケ（1935）は、経済セクターを混合経済として、資本主義企業セクター、公営企業セクター、家内企業セクター、協同組合セクターの四つに分けている。家内企業セクターという考えは、ヨーロッパ的分類でいうと生計のための家業としての小企業（マイクロカンパニー）と位置づけており、EUにおいても社会的企業とほぼ同列に扱われている。また協同組合は社会的性格と経済的性格の二つを持つという点で、社会と市場の両側面を考えるとこの協同組合セクターの特徴を示している。

混合経済論は1930年代のフランスにおいて発展し、実際に混合経済企業という法人形態が制定され、混合経済システムの実験が行われた。国営企業および混合経済企業の分野は、エネルギー、運輸、機械産業、化学工業、農業、金融、保険などにおよび、1975年にはフランスにおいて国営企業132、混合経済企業649を数えた。中央政府と地方自治体が出資・経営に関与した。その中で協同組合公社構想も生まれた。しかし、計画経済と営利経済との二重化の亀裂は徐々に拡大して、民営化にシフトしていくことになった。

ところで賀川豊彦は『友愛の経済学』（1935）において協同組合共和国を主張している。私見によれば、賀川の議論は

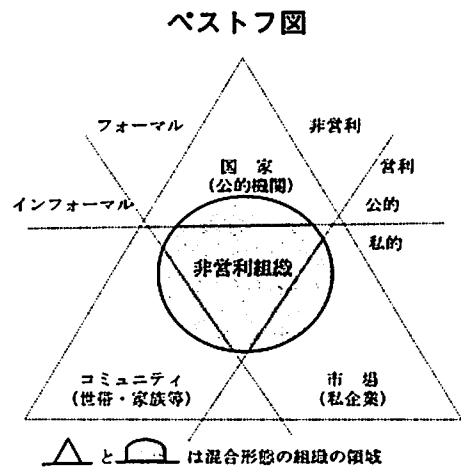
キリスト教社会正義およびキリスト教社会主義、キリスト教協同組合主義の系譜に位置づけられるものである。その淵源は1891年のローマ法王レオ13世の回勅「レルウム・ノバルム」(新体制)およびその第二弾である40年後の1931年のピウス11世の回勅「クアドラジェシモ・アンノ」(四十年目)の、資本主義および社会主義さらには全体主義に反対し、第三の道として協同組合的社会秩序を追求する呼びかけにあった。

当時、キリスト教世界はエキュメニズム運動(編注:キリスト教の超党派による結束を目指す主義。キリスト教の教会一致促進運動のこと)の最中にあり、カトリックとプロテスタントの思想的交流は、たとえば、賀川の本が自身をスイスに講演招待したカトリック神父の手によってフランス語に訳されたという例にも見られる。私見によれば、賀川の協同組合国家論がヨーロッパの関係者にとって初耳であったというのではなくて、当時の友愛(連帯)経済に関わるヨーロッパの議論が日本においてどのように消化されているかのケーススタディとして評価されたのだと思われる。

4. 社会的経済システム

福祉ミックスについてペストフ(V.Pestoff<編注:スウェーデンの政治経済学者>)は、サードセクターの福祉

三角形を示している(下図)。新混合経済として見るならば、ここでも公的セクターが社会サービス供給者としての役割を縮小し、また営利セクターの参入の程度は営利主義によるクリームスキミング的(編注:エネルギー、通信、運輸、医療、教育などの公共サービスにおいて、規制緩和によって参入する新規事業者が収益性の高い分野のみにサービスを集中させ「いいとこ取り」をすること)傾向によって、福祉市場への参入は小さい。国家セクターの役割は公共市場か準市場か営利市場かの配分比率により異なると思われる。公共市場の役割を最大化する視点が旧福祉国家的視点である。



(出所) Pestoff (1992) 邦訳 p.9

5. 混合経済の歴史的経緯

(1) 19世紀の混合経済論

M.ウエーバー(Weber)の「プロテ

スタンティズムの倫理と資本主義の精神』(1905)によれば、資本主義は天職(Beruf)を全うするために発生し、営利追求が第一目的ではなかった。現行資本主義は一発展形態にすぎない。J.S.ミル(編注:イギリスの哲学者・経済学者)の言論活動は1850年代前後に始まり、ロッチデールと同時代である。ミルは『経済学原理』(1852-62年にかけて協同組合部分について補筆)において、協同組合生産システムを将来的な生産システムとして評価した。ミルの基本的立場は、個人的自由主義に基づくものであり、社会主義的原理にたつものではなかった。

したがって、ミルの観点についての現代的評価は個人的自由主義原理に基づく経済的平等の実現の可能性を論じたものとしてとらえられるべきものであり、営利企業が将来的に協同組合化する可能性を示したものとして論じることができよう。これはまた、いわゆる社会民主主義的なアプローチとは異なるものである。社会民主主義的原理は福祉国家論に代表されるように再配分的原理に特化されるものであり、生産の社会システムについては、特段の独自主張は持たない点で経済論としては希薄である。

ミルにとって経済活動はなによりも社会的行為であった。市場を社会的行為の場とみなした。ミルは個人の自由主義原理において市場競争を認めるという点で

は「ユートピア」的ではない。そして社会民主主義的な再配分原理による社会システムより、より生産を重視した経済民主主義としての協同組合企業による分業的生産が諸個人の経済的自由の最大化ができると主張した。私的所有と社会的公正配分という「アンチノミー(編注:二律背反)」を、国家による再配分原理を媒介とすることなく、個人的自由、民主主義原理により両立させることができると考えたのがミルの視点であったといえることができる。

もちろん19世紀から20世紀にかけての歴史的現実、国民国家および帝国主義の時代であり、国家独占資本主義の発展があり、ミルの想定した協同組合経済は、混合経済という中の亜流の位置にとどまったにすぎない。しかし、市場経済において個人の自由や自立的生産単位や産業民主主義が成立するという問いかけは、今まさにわれわれが論じるべき蘇るテーマである。

マルクスは未来社会を「社会的共和制」における「協同労働の社会経済」のひとつである「協同組合」社会の実現とみなした(『フランスの内乱』(1871))。しかしここでは、マルクスの多岐にわたる議論の中で、協同組合論やアソシエーション論ではなくて、『ゴータ綱領批判』(1875)に議論を絞りたい。それは当時のドイツにおける政治的議論の

焦点として、ラッサール、シュルチェドルチェ、ブルドン、バクニーンなど各派の代表による協同組合的社會が議論となっているからである。

その後ドイツはビスマルク型國家に轉換していき、ヨーロッパは植民地的帝國主義國家に轉換していくのである。ゴータ綱領に内包された問題は、混合經濟のアイデアと見なすことができる。ドイツおよび西ヨーロッパの歴史的現實は、ゴータ綱領路線の方向で進み、社會主義國家は「遅れた」ロシアと東ヨーロッパで成立したからである。

マルクスは何を批判したのか。当時のドイツ統一労働者黨はゴータ綱領において、國家による再配分機能を重視して、それによる社會的公正平等の實現の可能性を目指した。社會民主主義的な福祉國家論の原型をそこに容易に見いだすことができる。マルクスはラッサールたちを批判しているが、批判の主題のいくつかは「労働と社會」「公正配分」「平等権」「労働の協同組合過程」「國家扶助による生産者協同組合」「民主的自主管理」などである。

マルクスはフランスのピュッシュェなどのアトリエ派の労働者協同組合運動を半ば批判しつつ、しかし、フランスにおける労働者協同組合運動は國家やブルジョアと無関係な自立した運動としてラッサールたちの提唱する生産者協同組合と

は違ってもいっている。マルクスは階級闘争論であり、セクター論でないことを強調している。

マルクスのゴータ綱領批判の長所短所はどこにあるだろうか。國家の役割という論点においては、マルクスの主張は、過渡期としての社會主義國家であるが、その未來社會像は協同組合社會を想定しており、曖昧である。當面、國家に生産的經濟の役割を担わせる点で、単なる再配分機能に限定しないという点が対立点である。また資本主義社會から共產主義社會への過渡期としての近未來社會として「プロレタリアートによる革命的独裁」を主張しており、これがマルクスの過渡期における混合經濟の主張なのである。政治的にブルジョアジーおよび資本主義經濟を統制することに軸足を置き市場經濟を是認したものであり、その意味では現在の中國の社會主義的市場經濟は、マルクスの想定した過渡期的な混合經濟のひとつということができる。

一方で現実的には、ビスマルクモデルとなるべき社會保險（年金）、児童労働の規制、國家による工場統制などについてもその必要性に言及しているものの、いわゆる福祉國家にむけての議論がマルクスにおいて深まっているとはいえないものになっている。マルクスにおいて協同組合經濟というものが将来的な生産システムとして評価されたが、その後、レー

ニン主義によりマルクス主義は国営企業と計画経済という形になり、協同組合論は消費分野の再配分機能に限定され、生産は公的セクターが担うべきものとされた。

いわゆる階級闘争論を是認するとしても、果たして現存する階級は、経済的に分類してブルジョアとプロレタリアートだけであろうか。中小企業家、自営業者、自己雇用者、協同労働者、非正規労働者（ルンペン・プロレタリアート）、プチブルジョア、官僚パワーエリート、農民・漁民などが存在するし、社会的集団の分類も多様であることを考えれば、多元的な社会を想定することが妥当であろう。

(2) ケインズにおける混合経済

ケインズの混合経済的議論は1930年代の資本主義の経済的危機すなわち市場の失敗に由来し、国家による統制と社会的インフラ分野における公共経済という公的セクターと営利セクターの二元論、国家と市場の二元論、1930年代の混合経済論に有力な論拠を与えた。自由主義原理であるレッセフェールを掲げてスタートした資本主義経済は、マルクスの予言どおり市場の見えざる手（神）に負えなくなり、国家の介入を余儀なくされた。さもなければ社会主義国家に転換しなくてはならなかった。

ゴータ綱領が提示したテーマはケインズにおいて、より資本主義経済的に铸造

され直されたというべきであろう。さらに公共事業は営利セクターがになう公益的事業でもある。アメリカのニューディール政策は、市場（および労働市場）を救うために公共事業が実施された。従来の混合経済を旧混合経済と呼ぶならば、それは営利セクター、公的セクターおよび公私共同セクター（日本でいう第三セクター）の三要素により構成されるものであった。

単純化するならば、ケインズの考えは、営利セクターに利潤的生産を担わせ、そこから投資（拡大再生産）と租税を引き出し、国家が「完全雇用」と福祉・社会的基盤の整備を行うというものであった。公共経済部門は本質的に利潤を生み出すものではなく再配分するために機能するものであった。結局、営利セクターに依拠することによって公的セクターは機能するのであり、国が規制力を発揮するといっても営利セクターに依存する形であった。これまでの福祉国家は一国型社会政策論に基づき、もっぱら公正平等原理により再配分に従事するものであったが、営利活動で作られた貧困層の格差の尻ぬぐいを公的セクターが行うという点では、残余型モデルも普遍主義モデルも同じ「ナショナル・ミニマム」論により最小限幸福社会を実現するという原理を掲げ、その一方で個人の最大幸福を追求する個人原理を矛盾的に掲げている点で

同断である。

1970年代からの新自由主義の台頭は、混合経済的議論からいえば、民営化、市場化をスローガンとして自由主義に先祖帰りする側面があったが、それは福祉国家的供給における政府の失敗、言い換えればデマンドサイド的アプローチの失敗という新たな経験と社会主義国家群の崩壊と転換というグローバルな転換に触発されたものであった。営利セクターのみの市場経済と国家支援という新自由主義が機能不全に陥りつつあることは現状の通りである。

6. 新自由主義による混合経済の変質

新自由主義は国家を否定するものではなく、国家の市場への介入あるいはインフラを否定するものである。新自由主義的政策においては「民営化」、「市場化」という言葉が代表するように私的化あるいは商品交換の場を追求するものである。

エスピン・アンデルセン (Esping=Andersen、編注：デンマーク出身の社会学者・政治学者) が社会サービスの公平性や普遍性を計る尺度として「脱商品化 (decommodification)」という言葉を使った。これは社会サービスが非市場において供給されること、すなわち、公的セクターにより供給される量が公共性によって公平性が保障される度合いとしたので

あるが、彼は再配分機能を国家が担う割合の高いことをもって福祉の充実度を測るという点で、従来型の福祉国家論における公的サービスの供給重視という視点を持っている。

現実の動きは、新自由主義下におけるいわゆる「政府の失敗」は、公的セクターの営利化と商品化という選択肢を増やした。従来の公社方式や公契約・公的委託方式など「公的市場」を想定したものに加えて、公的セクターそのものの転換の新しい手法として、1990年代前後から開始されたNPM (New Public Management) がある。果たして公的サービス自体に市場化と競争を導入し営利とイコールフットイングが可能であろうか。日本においても2006年に市場化テスト法が導入されたが、成功裡にすすんでいるとはいえない。公権力の最終権限を保持しつつ民営化手法で実施することの二股膏薬的なご都合主義は論理の破綻をもたらし、「民営化」に傾斜する方向だけが残ることになる。公権力の現業サービスが営利民営化となる方向である。

第二の手法としてはPPP (Public Private Partnership) <編注：官と民がパートナーを組んで事業を行うこと>の手法である。イギリスのサッチャー政権を引き継いだ保守党メジャー政権のときにPPPおよびPFI (Private Finance Investment) <編注：民間資金を利用

して施設設備と公共サービスを委ねる手法>を導入し、それは日本のモデルともなった。この手法は混合経済の形態としてはどのような点が新しいのであろうか。これは公権力が営利企業との契約を行うことによって、公権力の統制権や干渉型国家およびパトロン国家の役割を後退させ、市場原理主導型となることである。論理的には、市場により公益性の調和を実現するという自由主義的理念に回帰するものであるという点で新自由主義である。公的セクターは公権力としての決定権・管理権を契約を通じて営利企業に引き渡し、「公設民営」とするが、この場合、資本を公権力が提供する場合もあるし、資本そのものを営利企業が準備し、公権力の一部を民営化譲渡委託する場合もある（PFI）。この場合、特別会社を媒介とするが、それは民と公が混在しているという点で特別なのである。このように新自由主義における混合経済の一形態は、より営利セクターの論理にシフトした形で進められている。

第三の手法としては、公権力と非営利セクターとの協働関係である。たとえば、イギリスにおいては「コンパクト（Compact）」という方式が約10年前から推進されている。これも「契約」を媒介とした、より「対等」的なパートナーシップであるが、非営利組織やコミュニティ組織の主導的な活動に、従来型の公

的サービスの担い手として任せるという方向である。公権力は統制をするのではなく、支援とチェック機能を行う。従来の公私二元論から非営利セクターをアクターとして入れて三元論にすることの意義と変化はどこにあるのであろうか。これもまた公権力の縮小を意味している。

縮小された役割部分は営利セクターと非営利セクターに移行する。俗に言う「新しい公共」は、従来の公的セクターの役割が拡大するのではなく縮小し、他の二つのセクターにその役割を移行させる。営利セクターと非営利セクターにおいては、それは「公共性」という用語ではなくて「社会性」という用語がふさわしい。しかし、「公共性」という言葉が惰性的に使用されるのは、経過的な対応としては当然である。公私二元論のパラダイムからの構造転換は徐々に進むのである。

一方、営利セクターからの公的セクター理念への新しい手法は「企業の社会的責任（CSR）」や「企業の社会的責任投資」（CSRI）の主張に見られる。従来は「非経済性」として排除されていたものが、営利企業形態そのものの中に「社会性」という要素あるいは要請を内包させるという点で「新しい」理念である。環境問題はその先駆となった。とりわけドイツにおける企業に対する環境税に始まり、世界的な二酸化炭素取引に見られるように、一国の公権力の範囲に収まらな

い課題が登場し、それは「市場取引」という営利的な行為を媒介にして、企業の主体性に依拠するという方式をとっている。

営利活動を通じて公益性（public interest）を実現するという論理は後景に退き、グローバル社会が税制および経済的インセンティブの規制目標値を協定することによって、社会的利益を営利活動を通じて実現するというもので、再配分を手法とした公益実現という従来型の手法をとっていない。ここでも市場と競争が主たるアリーナ（編注：舞台）となっていることに変わりない。社会的共通資本という新しい概念も同断である。これは従来の公共財および準公共財および中間財の概念を止揚したものであり、公共経済と社会的経済は共存しつつある。

一方、非営利・協同セクターからの新しいアプローチは、社会的企業の台頭である。欧米および韓国などで、いわゆる社会的企業法が制定されつつある。社会的企業は主として従来公的セクターが果たしていた役割のうち、雇用創出や社会サービスの分野での役割が期待されている。この場合、公益性を代表する平等・公正・ナショナルミニマムという「普遍主義的原理」は、どのような形で保障されるのであろうか。非営利・協同組織は営利企業との原理を異にするという点で、公益性の基本原則を継承することは営利企業と比較し優位である。

公的セクター下請け論について、いわゆる非営利・協同セクターが公的セクターの安上がりな下請けにしかないという批判がある。これについては営利セクターも同じく安上りの下請けにならないのかという問題と、公的セクター自身がサービス供給者であり続けられよいではないか、という問題が派生する。ダンピングをするのはそこに競争原理が働くからである。公権力が費用の削減を目標とするならば、社会サービスの供給者を引き受けた非営利・協同セクターは、貧乏くじを引いたことになる。必要な社会サービスを誰かが提供しなければならず、しかも誰もそれを引き受けたがらないとすれば、引き受けたものはまさにボランティアであり、金銭的な動機だけではなくて社会的使命により引き受けたものである。そこで生ずる経済的困難性についての一義的な責任はないが、それを引き受けないその他のセクターの責任放棄（責任というものがあるとするれば）こそ問題になる。第二になぜ、公的セクターはみずから従来通りサービスの供給を行わないのであろうか。できない理由は財政的問題か、否、公的セクターの責任ではなくなっていること自体が問われなければならない。

7. 福祉国家から新社会的国家へ

福祉国家論は、もはや支出議論の有効

性は終わり、政治経済学と社会学からの根本的な見直しが迫られているとエスピン・アンデルセンは述べている。彼によれば、福祉国家論は二つの問題を抱えている。第一は、福祉国家は資本主義社会を転換できるのか、第二に福祉国家を動かす動因はどのようなものか。この問いは新しいものではなくて、19世紀以来のものであり、言い換えれば、市場と国家の責任分担はどのようなものであるのか、だと言う。彼によれば福祉国家モデルは社会民主主義モデル、コーポラティズム（保守主義）モデル、リベラル（残余型）モデルに分かれる。私見によれば、いわゆるスカンジナビアモデル、ビスマルクモデルとされる前二者は、中間階級を主たる対象としたものである。それが新自由主義の台頭により市場圧力が強まり、公的セクター機能が後退したことが、なによりも福祉国家の危機であるという。

新混合経済を経済的枠組とする国家の性格は、福祉国家から新社会的国家に変わる。福祉国家論は、一般的な分類によれば政治制度的には社会民主主義、保守主義、自由主義モデルに大別されてきた。主たる経済制度は資本主義モデルであり、公的セクターが「ナショナル・ミニマム」原則に基づき再配分機能を担い、市場経済セクターが生産部門を代表する相互補完的なものであった。福祉国家は国家福祉を提供してきたのである。ペバリッジ

報告（1942）〈編注：英国の経済学者。社会保険と関連サービスについて報告〉とケインズの組み合わせは、1970年代からの新自由主義およびグローバル経済システムの転換により変化し、公的セクターに関しては「公共選択」論、それに関連して「セフティネット」論、「個人責任」論などが登場し、国家の役割、公益性の範囲は縮小に向かった。

「大きな政府と小さな政府」論は、福祉国家的な再配分のテーマに限定されがちであるが、議論の方向は国家の経済活動への関与はいかにあるべきかということに戻るべきである。もちろん、福祉国家においても国家が経済政策に介入し（規制緩和されつつも）、税、金融、産業政策、社会保障、公共政策などと呼ばれる部分の政府の役割分担が、「市場化」されつつあるが、それが全く自由化されることはあり得ず、新社会国家への転換が進むと思われる。

8. 日本における新混合経済の方向

将来においては、協同組合を中心とした社会的経済セクターが、自立的な経済セクターとして新混合経済を発展させるべきである。富沢賢治は三つの時代状況を指摘している（2010）。それを要約すると①グローバリゼーションとローカリゼーションの同時進行（グローカリゼーション）、②「官から民へ」と事業の公共

性の視点、③市場統合の国際的進展と伝統的共同体の衰退、である。

新自由主義にもとづく、公的セクター機能の「民営化」の実験は終わり、公的セクターの機能の一部は「非営利・協同セクター」または「社会的経済連帯経済セクター」に移行する政策がとられる。一方、営利セクターの企業形態の一部に社会的経済企業形式が採用される。そのため法の整備が進められるべきである（一般協同組合法の新設、会社法、公益法人法などの改正含む）。

とりわけ社会保障分野については公的セクターによる福祉財源（税）と社会保障供給の独占的決定（政策的支配）から、福祉多元主義いわゆる福祉ミックスあるいは福祉混合経済に転換する。すなわち、福祉供給のアクターは①公的セクター（国家・地方自治体）、②非営利・協同セクター（社会的経済・連帯経済）、③営利セクター、④コミュニティセクター（非営利・ボランタリィ）に法制度的に区分されるべきである。

理論的には、福祉供給は国家責任論から、新自由主義的な「選択」、「市場競争」論へと転換したが、それはさらに「シチズンシップ」、「当事者主権」、「ステークホルダー」論を原則とするものに移行する。それにともない市場は営利市場、公的市場、準公的市場、非公的市場とに区分される。福祉供給の普遍主義と平等性

は制度的に国家により担保されるが、供給アクターは多様化する。経済効率性はサービス供給の重複を避ける制度の確立によって促進される。需要供給のバランスの決定は、福祉供給の場合は普遍主義的基準に基づきコミュニティレベルでステークホルダー型により決定される。以下、結論として新混合経済を構成する経済セクターは次の要素となるべきであろう。

① 公的セクター（国家・地方自治体）：

直接的な経済活動は縮小化にむかう。公益と共益の分離促進がすすみ公共公益事業は縮小。公益性を営利企業に担保することの危険性は、近年ますます明らかになりつつあるので、公益事業の営利企業支援から非営利・協同セクターによる公益事業の支援拡大化をすすめる。社会政策・労働政策の市場化・社会化へのシフトをすすめる。社会保障原理については普遍主義と選別主義の二元論を止揚し、共益主義・コミュニティ主義・シチズンシップなどの原理の比率を高め、官主導ではなく当事者主権型、パートナーシップ型に転換する。また、格差・不平等を是正するため、税と再配分も二元論を止揚する。

② 営利セクター： 規制緩和を促進するとともに金融、経済、労働、社会にかかる政策的統制を促進する。グローバル化における整合性をとりつつ、新

公社型、PPF,PFIによる公的セクターとの共同をすすめる。社会的企業・一般利益企業（EUにおけるGIIG企業支援政策など）・非営利企業の法制度化による「協同化」・非営利協同民営化の拡大をすすめる。

- ③ 社会的経済セクター（非営利・協同セクター）：中小企業や社会的セクターによる共益事業を拡大する。協同組合・非営利企業・社会的企業が経済活動の社会化に大きな役割を果たすことで、再配分を主たる目的とする福祉国家という概念から、新たな社会的国家と呼ぶべきものになる。

9. おわりに、協同組合セクターの問題点

以上のように、協同組合は社会的経済セクターの主導的な柱として、新混合経済の担い手とならなくてはならない。そのために克服すべき理論的な課題がある。第一に、協同組合の社会的役割という課題は旧来の協同組合論だけではカバーできないので、社会的経済企業論といった分野に積極的に参入する必要がある。協同組合を「新しい公共」論の中に位置づけるのではなくて、新たに「社会的経済」セクターを立ち上げることがのぞましい。第二に、それに伴い、連帯経済・非営利経済との接触面を拡大する必要がある。その中で協同組合の独自性を、NPO、共済

組合、アソシエーション等の独自性と共存させるべきである。第三に、福祉国家・社会保障制度の転換の中で、非営利・協同セクターの活動をしやすくするため、協同組合憲章、一般協同組合法の法制化などに取り組むべきである。

参考文献

- J.S.ミル『経済学原理』第四編「生産および分配に及ぼす社会の進歩の影響」第七章「労働諸階級の将来の見通しについて」六「労働者たち同士の間の共同組織の実例」、岩波文庫、1974
- マルクス『ゴータ綱領批判』、岩波文庫、1975
- K.ポランニ『大転換』、東洋経済新聞社、2009
- フォーケ『協同組合セクター論』（中西、菅訳）、日本経済評論社、1991、
- 富沢賢治『友愛社会とはなにかーヨーロッパから学ぶ社会像』、2010.3、非営利・協同総合研究所のちとくらし、ワーキングペーパー No.2
- 鈴木岳『E.ポワソンの協同組合論と消費者主権論』、2000.10、千葉県立衛生短期大学紀要第19巻第2号、
- 富沢賢治『社会的経済セクターの分析』、岩波書店、1999
- G.Esping-Andersen, >The Three Political Economics of the Welfare State >, O'connor/Olsen, Poert" Resources Theroy and the Welfare State" ,UTP,1998.
- P.Marchat," L' Economie Mixte" , Quesaisje,1980.

石塚 秀雄（いしづか・ひでお）

- ・非営利・協同総合研究所のちとくらし・主任研究員
- ・都留文科大学非常勤講師
- ・社会政策論、ヨーロッパ社会的経済研究、モンドラゴン協同組合研究
- ・最近の著書に『地域医療再生の力』（共著、新日本出版社）、翻訳に『フランスの社会的経済』（日本経済評論社）